



発行 東京都

目次

告示

○東京都環境影響評価条例による調査計画書………  
……………(環境局総務部環境政策課)………  
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)………

告示

●東京都告示第九百四十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)府中朝日町商業施設計画について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年九月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三井不動産株式会社

代表取締役 植田 俊

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)府中朝日町商業施設計画

自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、府中市朝日町三丁目八番一号他に位置する計画地に商業施設の建築及び自動車駐車場の設置を行うものである。

四 周知地域の範囲

府中市 朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、

紅葉丘一丁目、紅葉丘二丁目、紅葉丘三丁目、

多磨町一丁目、多磨町二丁目及び多磨町四丁目

の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和六年九月十日から同月十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 府中市生活環境部環境政策課

府中市宮西町二丁目二十四番地 府中市役所「おもや」三階

イ 調布市環境部環境政策課

調布市小島町二丁目三十五番地一

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和六年九月三十日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。  
ホームページアドレス

[https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading\\_guide/](https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/)

●東京都告示第九百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第四十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区下篠崎町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

【凡例】

- 単位区画
- 調査対象範囲
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時届出区域  
(令和3年東京都告示第47号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

別図



境界点	X座標	Y座標
① (起点)	-35582.038	7152.891
②	-35609.654	7122.852
③	-35607.080	7120.421
④	-35630.335	7095.799
⑤	-35631.157	7100.875
⑥	-35640.340	7111.641
⑦	-35646.053	7128.910
⑧	-35651.706	7122.395
⑨	-35650.457	7125.579
⑩	-35655.081	7139.528
⑪	-35658.368	7146.972
⑫	-35653.819	7151.809
⑬	-35654.272	7153.002
⑭	-35652.645	7155.168
⑮	-35655.527	7166.779
⑯	-35651.517	7173.511

【起点】  
 起点の座標は、X=-35582.038、Y=7152.891とする。  
 ※起点及び境界点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（47度24分26秒）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 印刷所 三鈴印刷株式会社  
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)  
 郵便番号 101-0051

